

○長崎県：していないというか、していなかったということですね。

○川原・木場地区地権者等：そうです。知ろうとしていなかった。

○長崎県：過去のデータを蓄積努力を怠ったことについてはそのとおりだと思います。

○川原・木場地区地権者等：そのとおりなんです。そこをね、そこをやっていないから、こういう議論になってくるんで、もしそれをやっていれば、もっと検証できるデータが非常に増えた。ただ、このことは長崎県に限らないんです。多くのところでそういうことがあるので、あなた方だけが悪いとは思いません。しかし、ダムというような事業を計画した場合に、それは当然しますよね。例えば、直轄のダムではそうしてますよ。水資源だってそうしてます。構想の段階ですぐ雨量計も量る。いろいろやってます。しかし、なかなか府県管理の河川でそれができなかったという事情ありますけども、その程度の計画だということも自覚してほしいんです。

それともう一つね、課長さんに言いたいのは、水害対策というのは、住民の生命と安全を守るのが目標なんです。だけど、あなた方はそれを外れて、洪水を安全に流すことの方に注意がいつているわけです。ですから、平成2年の雨がもし今あれば、川棚川はあふれないかもわからない。しかし、川棚町は水浸しですよ。恐らく。そのことをね、もっと考えてほしい。

先ほど見に行った川棚川の河口部も、途端に堤防のあり方が違うんですよ。管理者が違うから。こんなことでいいですか。あなた方がやっているのは、目標は自分たちの単なる職責を果たすだけじゃないの。治水は住民の命と財産を守るのが目標です。そうすると、どう考えても……。私は、言っておきますけど、ダム否定論者じゃないんです。土木の出身ですから、当然私自身は否定論者じゃありません。しかし、ダムが本当に要るのは、徹底的に河道改修して、なおかつその上で絶対に足らんという場合であって、これまでは非常に安易に、まずダムから入っていった。これは私もその当時の現職の人間だったから、それを見ていまして、私自身の反省でもあります。そういう治水を変えようじゃないか。地方自治じゃないですか。国がどう決めようと。あなた方が理想とする治水を皆さんに説明すれば、私はいけると思う。しかし、現実の姿であなた方がやってきたのは、すぐ市町村長さんをうまくこう言うたら、そらあ、普通の人が言え、部長さんは自分は責任をとらんらんかと思って、すぐ乗りますよ。しかし、それは真実じゃなかった。やはりどこかで変えないといけない。私はこの石木ダムをきっかけに、長崎県の治水のあり方そのものまで踏み込んだ検討をしていただきたいなと思っています。

○司 会：時間が参りましたけれども、もう少しテーマがございます…。

もう少し説明させていただきたいと思います。

○長崎県：現在とり得る最善の策で我々取り組ませていただいているということ、それから、4 先生のご指摘のとおり治水安全度をどう考えるか、超過洪水をどう考えるかと、非常に難しい問題がございますが、少なくとも河川管理者として、また流域の方々のご意見も聞きながら策定した整備計画というものに基づいて取り組んでいるという状況であるというのは、再度申し述べさせていただきます。

○川原・木場地区地権者等：100 分の 1 まで県民に対して保障するんだと。それはすばらしいと思いますよ。ある意味で。だけど、長崎県が関係している川すべて、100 分の 1 すべてに保障できますか。それだけの財政ありますか。どうなんですか。もしそれであるならば、例えば、山道橋より上流は何で 30 分の 1 なんですか。何で 100 分の 1 にしないんですか。

○長崎県：いや、それこそ先ほど [] が申し上げましたけれども、山道橋より上流については資産の形成状況が下流域とも比べて異なるからということで、まず整備計画上是下流域の治水安全度を上げるということを優先するという取り組みをさせていただいているということとであります。

○川原・木場地区地権者等：県全体でそういうふうな 100 分の 1 でやっていくだけのお金というのは、どのぐらいかかるか計算されているんですか。大阪府の橋本さんは少なくともその計算をして、そういうようなことより、もっと違った治水対策を考えた方がいいと、ベターだという選択をされているわけですよ。長崎県さんはどうなんですか、そこは。

○長崎県：河川課の [] ですけど。長崎県全部の河川が 100 分の 1 でやろうということはないです。100 分の 1 でやっている河川もあります。極端な例を申し上げれば、長崎水害を受けた中島川、浦上川、長崎水害実績でやっております。

○川原・木場地区地権者等：そうですか。100 分の 1 は全部じゃないんですね。

○長崎県：長崎県の河川はすべて 100 分の 1 じゃないです。100 分の 1 のやつもあるし、100 分の 1 でないやつもあります。それは当然です。

○川原・木場地区地権者等：長崎、今おっしゃったのはどこですか。もう一回言うと。浦上川ですね。

○長崎県：あと、佐世保川、早岐川、相浦、小森、長崎市の鹿尾川。

○川原・木場地区地権者等：それは、戦後最大として 100 分の 1 になっている分ですね。

○長崎県：100 分の 1 です。先ほど申しました中島川、浦上川が、これは多分 100 分の 1 超えるん

だと思うんですよ。

○川原・木場地区地権者等：いやいや、100分の1でない、もっと低いところ。実績洪水で着工したのはどこですか。

○長崎県：実績洪水が浦上川、中島川。

○川原・木場地区地権者等：ダムがあるんですか。

○長崎県：あります。

○川原・木場地区地権者等：いや、新規のダムがあるかと聞いてるんです。

○長崎県：あります。

○川原・木場地区地権者等：あるんですか。それで？ 戦後最大、実績最大。

○長崎県：実績最大です。

○川原・木場地区地権者等：何分の1ぐらいですか。

○長崎県：200から300ぐらいになりますね。

○川原・木場地区地権者等：実績が大きいということですね。

○長崎県：日雨量が527mmございますので。

○川原・木場地区地権者等：計算の問題もあるんだろうけど、それは。

○長崎県：実際の実績です。

○川原・木場地区地権者等：私が聞いているのはそうじゃなくて、100分の1よりもっと低いところはないかと聞いてるんです。長崎県の河川の治水安全度で。

○川原・木場地区地権者等：整備されているところ、整備しようとしているところですよ。どの程度の整備されちゃったんですか、100分の1を達成しているんですか。

○川原・木場地区地権者等：その前に、100分の1でないところ。低いところがどれくらいあるか、教えてください。

○長崎県：ちょっと手元にないんですけど、

○川原・木場地区地権者等：ありますよね、そういうところも。

○長崎県：100分の1より低いところもあります。先ほど申しました、中島川、浦上川は100分の1より逆に高い。

○川原・木場地区地権者等：それは私が聞いたから。

○長崎県：その辺は、流域の重要性とか、資産とか、過去の実績とか、災害の実績ですね。それ等を踏まえて決定しているというのが実態です。

○川原・木場地区地権者等：ダム計画の関係ではありませんか。ダム計画のあるところは100分の

1、またそれ以上。

○長崎県：いや、それ以下もあると思います。

○川原・木場地区地権者等：ダム計画がないところはもっと低いというか、

○長崎県：ダム計画があっても低いところもあります。

○川原・木場地区地権者等：あるわけですね。ダム計画がなくて、資産がもっと低いところもたくさんあるんじゃないですか。

○長崎県：ダム計画がなくて河川だけで100分の1というところもあります。河川改修だけ。

○川原・木場地区地権者等：もっと低いところもあるわけですね。

○長崎県：だから、河川改修だけで100分の1もありますし、ダムがあってもまだ100分の1でないやつもあります。

○川原・木場地区地権者等：長崎県は100分の1の方針でいくということではないわけですね。

○長崎県：それは当然ですね。

○川原・木場地区地権者等：当然ですね。だから、それはそれぞれの状況に合わせて考えていくものであって、これはダムをつくるのが難しいとなれば、安全度を少し下げるということも十分あり得ると思うんですね。

○長崎県：そこは、先ほどから申しましたとおり、流域の社会的重要性とか、過去の災害履歴とか、想定氾濫とか、そういったものを基準にして100分の1…

○川原・木場地区地権者等：後でデータを出してほしい。資産価値とね、各河川の治水安全度はどれくらいかということ。ダム計画はどうなっているかということ。資産価値をどういう評価しているか。その数字を出していただだけませんか。それによって判断をされているかどうかわからないですよ。恣意的にあなたたちは川棚川を100分の1、下流側に資産が多いから、してる可能性は十分考えられますから、それをどうか見れるように、そういうデータをお出しいただきたいと思います。

○長崎県：資料を請求していただければ、後でお出しいたします。

○川原・木場地区地権者等：今請求してるんです。

○長崎県：手続を踏んでいただければ。

○川原・木場地区地権者等：どういう手続ですか。

○長崎県：情報開示。以前やられた、先ほど…

○川原・木場地区地権者等：情報公開でそんな出ますか。

○長崎県：そういう内容を言って、前回も〇〇〇〇さんの方から箇条書きにして出されましたよね。あ

れで、既存資料、全部あるものについてはお出しいたします。

○川原・木場地区地権者等：ああそうですか。要求しましょう。

○司 会：時間が参りましたが、先ほど申しましたようにもう少し時間を延長させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次のテーマに移らせていただきたいと思います。

時間がございませんので、5分間だけ休憩いたします。

(午後5時12分 休憩)

(午後5時20分 再開)

○司 会：時間になりましたので、始めさせていただきます。

次、利水問題についてお願いいたします。

○川原・木場地区地権者等：私の方から利水についての検証結果、市民の手による検証結果、石木ダム建設反対同盟とダムからふるさとを守る会に代わって、私の方からまず最初に、あと■■■■氏の方から意見を述べさせていただきます。お手元の資料、この中に書いてあることですが、パワーポイントを使いますので、これをご覧いただきたいと思います。

先ほども治水で申し上げたように、今回、長崎県の検証、これは検証に値しないもの。前提条件の検討を全くやってないわけですね。利水はまさしくそうであります。利水について国交省の再評価実施要領細目にどう書いてあるかといいますと、検証をやるとして、今回石木ダムは長崎県は何をしなきゃならんかという、「例えば、上水であれば人口動態の推計など必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」ということで、長崎県は佐世保市にどれくらい必要かという数字を渡しているんですけども、その数字のチェックをやっていないんですよ。

どういうことかという、最初に利水参画者への確認ということで、長崎県が佐世保市にどれくらい水が必要か聞いたわけですね。それに対して佐世保市は、日量4万m³必要と答えたわけです。

それで、その数字を何ら点検することなく、それをうのみにして4万m³の水を確保するにはどうしたらいいかということで、先ほど最初に県が説明した代替案の比較をやっていないんじゃないわけです。4万m³必要か、まず検証しなきゃいけないわけですよ。それをやってないんですよ。

4万 m^3 という数字は極めて問題と、これから話ししていきたいと思います。

佐世保市水道の計画。佐世保地区だけです。将来、2017年だったかな、11万7,000 m^3 の水源が必要だと。しかし、今、佐世保市水道が持っているのは7万7,000 m^3 である。残り4万 m^3 不足だと。だから石木ダムに求めるという話になっている。

まず、疑問点が2つあります。

1つは、11万7,000まで増えると言っている。配水量ベースに直すと11万1,400 m^3 なんですけども、本当にこんなに増えるのかということです。

もう1つは、7万7,000 m^3 しか使える水源はないんですか。ないですよと言っているんだけど、本当にそれしかないんですかということです。

2点の疑問をこれから考えていきたいと思います。

これは佐世保地区の、この黒いのは一日最大配水量の結果を示しております。去年と今年は8万2,000 m^3 台です。年間で一番大きい配水量です。かつては、この辺は10万 m^3 ぐらいありましたから、2万 m^3 ぐらい下がっているんですね。今はもう水事情は減る、そういうふうになってきているということです。

一方、先ほどお話しした佐世保市の水道予測です。2017年には11万1,410。こんなに増えると言ってるんですよ。実績は下がってきているんですよ。なぜ増えるんですか。だれが見たっておかしいじゃないですか。

一人当たりの生活用水が増えるから、佐世保市の水道は増加要因に流れております。これは増えると言っているんだけど、実績はどうかというと、最近は減ってきています。189ですよ。佐世保市の予測と実績と比べたら、30 l 以上差があるんですよ。明らかにこんなに増えるはずがないんですね。これから減っていくということです。

なぜこんなふうに減ってきたかということ、幾つか要因があるんですが、節水型機器の普及というのは大きな要因だろうと思います。今、水使用機器、トイレとか食器洗浄機とか洗濯機、こういう水使用機器は節水型であることが非常なセールスポイントです。より節水型が開発されている。トイレのあるメーカーの例ですけども、かつてはこのメーカーの出したトイレは、1回水を流すと16 l は流れていました。一番新しいのは5 l です。こういう節水型が普及してきていると。

こういう節水型機器がこれからも普及していくということですから、一人当たりの生活用水の減少傾向はこれからしばらくの間続いていくだろうということです。

一方、7割ぐらいは生活用水なんですけど、残りの3割ぐらいは業務・営業用、工場用

水があります。こっちは都市活動用水と言われているものですが、こちらでも減ってきていますね。

これが佐世保市の予測だと2万4,597、実績は1万8,323です。リーマンショックで減ったとか言っていますが、その前から減少傾向なんですよ。

工場用水も同じであります。5,200 m³まで増えると言っているけども、実績は2,000 m³ですよ。2.5倍ですね。こんなめちゃくちゃな話があるかと思いますよ。

これからどうなっていくか。大事なことは人口です。人口は、首都圏を除けば、大体今減少傾向ですね。ここも例外ではありません。

佐世保市の給水人口は22万8,000ですけども、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によれば、2030年には19万。どんどん下がっていく。ということで、水需要の一番の基礎的要因は人口ですけど、これは減っていくわけですから、当然水需要もこれから減っていくということです。

水需要は下がってきているということで、実績を論じて将来値を出したかどうかということで計算してみました。

時間がないので省略いたしますけども、かなり余裕を見ております。減ってきているけども、最近の平均をとるという、減ってきているんだから下がるんですよ、一人当たりの生活用水なんか。けども、最近の平均をとると、余裕を見た予測をしました。使うべきところは県も予測値を、そういう要素についてはデータを使う。一体どれくらいになるかというと、余裕を見た予測。最近の実績を踏まえた予測というのは、9万m³弱です。一方、市の予測は11万。2万以上差があるんですね。

ということで、今の話ですけども、9万m³弱にとどまると。2010年実績は8万2,000ですから、それより下がる。いかに余裕を見た予測であるかとおわかりいただけると思います。

ところが、市の予測では2017年には11万まで増える。増えないですよ。

どれくらい水が必要かというのは、取水量に換算しないといけないんですけども、換算しますと、余裕を見た予測では9万2,000。佐世保市の予測では11万7,000。ここまで水が必要だというのはこの数字なんですよ。2万5,000 m³も差があるということで、これだけ過大な予測をやっているから、石木ダムが必要だという話が出てきているわけです。

もう一方の問題。

これだけの水源しかありませんよと言っているのは7万7,000 m³。本当に佐世保市の水

道というのは、安定水源は7万7,000しかないのかということです。それをこれから考えていきたいと思います。

実は、知ってる方は知ってるんですけども、佐世保市の水道には安定水源ではなくて、不安定水源と言われているものがあります。

この3つであります。

相浦の慣行水利権。湧水（岡本水源）。川棚川の暫定水利権。合わせて2万8,000もある。

渇水時にどうかということですけども、これは平成19年11月から翌年の20年3月まで渇水がありましたね。これは減圧給水でありまして、断水じゃありませんからね、あったわけです。その間どうであったかという、こちらのグラフが安定水源。こちらのグラフが不安定水源されているものですけども、結構使われているじゃないですか。渇水時も。多いときは3万 m^3 使ってますよ。ということで、結構使われている水源です。

2万～3万 m^3 は渇水時も使われているのが、不安定水源とされているものかどうかということです。

これは内訳を見たものですけど、相浦川の慣行水源。これが一番大きいですね。

次は、川棚川。

それから、岡本水源。

結構使っているんですよ。

今の3つを整理いたしますと、水利権としては2万2,500 m^3 あるんですが、なぜこれが不安定とされているかというのは、要するに、正規の許可水利権になっていない。それだけなんです。慣行水利で受け継いだものということなんですね。実際にこうやって使われているわけです。1万5,000から2万 m^3 は使われている。暫定水利権5,000 m^3 。石木ダムがないから暫定だという扱いをされている分です。

これも山道橋の下流の流量が0.12 m^3 から落ち込んだら取ってだめだというんだけど、実際、落ち込むことはほとんどないですよ。ほとんど安定的に取れている水源なんです。実際に、平成19年の渇水にも5,000 m^3 取っています。

岡本湧水も同様に、1,000 m^3 使っております。

ということを考えますと、不安定と言われているけども、水利権量としては2万8,500あるけども、少し控えめに見て2万1,000 m^3 はあるということです。渇水時も使える水源があるんです。

なぜ不安定とされてきたんだろうか。その理由を考えないといけないですね。そこに石木ダムが絡んでくるわけであります。実態は安定水源と変わらない。しかし、この河川管理者、水利権を与えているのは同じ長崎県です。石木ダムの事業者ですね。石木ダムとの関係で、本当は安定なんだけども不安定水源とされてきているということですね。正規の許可を与えないようにしてきたということです。

2万1,000 m³以上使えるんですけども、となりますと、水利権許可行政そのものが大いに問題なんですね。石木ダムをつくらんがために、そういう許可が県に行使されてきた。本来認めるべきものを認めてこなかったということであります。

整理いたしますと、一日最大水量は余裕を見て予測しても9万2,000 m³。これからは減ってきます。

一方、使える水源は不安定水源とされているけども、実態は安定と変わらないものが2万1,000 m³あります。合わせて9万8,000 m³。

6,000 m³余裕を見た予測でも余裕があるんです。2010年度は8万5,000 m³ですから、余裕量は1万3,000 m³。

今後、人口は減ってきますから、減っていきます。

将来においては余裕が生じるわけですから、当然石木ダムは、今これだけ余裕があるわけですから、今後余裕量は増えていくわけですから、石木ダムに新規水源を求める必要性は皆無だと言っていいと思います。

11万7,000 m³まで需要が増えて、一方で7万7,000 m³しか水源がないからと言っているけれども、両方とも現実と遊離したものだということです。

人口は、これから減っていくと、減る一方だということです。

需要の実績、一人当たり水量は減っているとか、そういう実績を踏まえて予測をすると、余裕を見ても9万2,000 m³となったということです。

一方で、水源、不安定とされているものでも、実際使える量があるということです。

9万8,000 m³安定水源であるんだということです。

一方で、需要の方は9万2,000 m³、大きく見てもそんなものですから、余裕は十分ある。これからは人口減少とともに水需要は減っていくんだから、これから余裕はどんどん高まっていくわけですから、石木ダムをつくる必要性はないということは確実だということでもあります。

もう一つ、ダムの目的で「流水の正常な機能の維持」、最初に県の方が説明しましたけ

ども、これは川棚川の正常を維持すると入っているんですけども、実は、山道橋の流量が下回ったら困るということで、実際にここは、本来維持流量を下回することはほとんどないんですよ。

これはデータですけども、これを見てもほとんどないです。ということで、わざわざダムをつくって山道橋の流量を維持する必要性は全くありません。そういう点で「流水の正常な機能の維持」という目的も必要のないものだと言えらると思います。

以上、私の意見を述べて、次に■■■■さんから話をいたします。

○司 会：次の方、お願いします。

○川原・木場地区地権者等：お疲れのところ、私の方から報告させていただきます。

まず、今、ダム事業の検証を行っていますよね。何のために行っているのかというのが、基本的に忘れられていると思うんです。県の皆さんも、市の皆さんも。もとはね、これは、できるだけダムに頼らない。そういう方向転換があるんですよ。できるだけダムに頼らないにはどうしたらいいのかと。そのための検証なんですよ。ということは、逆に言うと、今の場合、利水で言うならば、佐世保市が水需要でどうしても困るからダムが欲しいんだと言っているんですけども、本当にそうなのかと。ダムに頼らない。皆さんを水の底に沈めないで済むには、一体どうしたら良いのだろうか、という努力がされてないんですよ。私も元都の水道局員で、同じ水道局の職員という仕事で、情けなくなりますよ。何で佐世保市の水道はそんなことをするのかと。なぜ努力をしないのか。まず最初に申し上げたいと思います。

佐世保市の水予測は、こういうことで、一人当たりの生活用水が、一人当たり一日どのくらい使うか。これが原単位というわけですけど、これが青で記してありますけど、2210一日当たり一人が使うと。だけど実績はこれですよ。何でこんな数字に、上がってくるのかということですけども、佐世保市の生活用水予測はどうやっているかという、すごい仮定なんですね。世帯人員が減少するから、原単位は増加する。世帯人員が減少するほど一人当たりの水の使用量が増えるんだと。そういう前提でやっているんです。ずっとそうなんです。

1987年から1993年まで世帯人員が増加するほど原単位が減少すると、そのように見えていました。

世帯人員が増加するほど、水の使用量は減っていると。だから、逆に世帯人員が減少するほど、水需要はあがると。水の使用量が上がると、こういうグラフをつくったのがもと

なんですよ。最近どうなっているか。最近は、1994年から2000年ですけど、全然変わらないでしょう。こちら側が世帯人員で、こちらが一人当たりの原単位です。こんな傾向、なくなっているでしょう。これが佐世保市もわかってないし、残念ながら佐世保市だけじゃなくて、日本中がわかってないんですよ。佐世保市は、例えば、東京都もそう言ってるから、なんて言い方をするんですよ。東京もだめです。成り立ってません。

これは世帯人員はこうやってどんどん減ってます。

だけど、生活用水の原単位は、ここはぐっと上がって、この間同じ動きしてますね。だけど、こっちはこれが下がってるのに、がたがたで全然同じような動きしてないでしょう。

こういうような現象が各地に見られておりまして、87年から93年ぐらいまでの間は水需要の増加と核家族化がたまたま同時進行していたにすぎないんです。だから、相関があるように見えたんです。だけど、近年は原単位は並行状態になって、だけど世帯人員は減っている。全然相関関係ないんですよ。もはや関係のないものにこだわり続けているというのが、第一の過大予測の原因であります。

生活原単位はどうなったかの動向ですけど、先ほど[]さんの話がありましたけど、こんなふうになっています。最近5年間の幅を見ると、193が最大で188まで。これからもこんなもんだろうと、この流れから見ると。そんなに大きくいくことは、節水機器が普及していますので、下がることすらあれ、上がることはあり得ないんですよ。だから、将来値として、このまま下がっちゃうと大変なことになっちゃうんで、この程度の幅を見て平均、この程度でいくだろう。それが今回の計算です。それが191です。

生活用水の動向と将来予測ですけども、今ので、一人当たりがまっすぐで大して変わらないよと、だけど、生活用水ってどうやって計算するかというと、原単位に給水人口を掛けて出すんですね。佐世保市さん、そうやっているでしょう。

生活用水は、原単位掛ける給水人口で出してるんでしょう。

佐世保市さん、答えてよ。

○佐世保市：そうです。

○佐世保市：紹介だけさせていただきます。発言しますので、先に紹介だけさせていただきます。

昨年の4月から水道局長に就任しております、川久保と申します。よろしくお願いいたします。

○川原・木場地区地権者等：これでいいですよ。この式は。だから、先ほどの原単位はまっすぐで、人口が減ってくるということですから、10年でこのぐらい減ってきちゃって、

このくらい減ってきて、先ほど、1910というのを使うと4万2,000 m³内外だと。だけど、佐世保市の予測は4万9,000。こんなもんですよ。

営業用水と工業用水について見たんですけども、これまでぐっと減ってきちゃってる。本当は、こうやって引いちゃうともっともっと小さくなるんだけど、そんなのはちょっと危険なので、そういうことしないで、ここの間を見て。この間を見て、リーマンショックだからとおいといて、まっすぐやっていった値。それが1万9,830です。それに対してこれでしょう。工業用水も同じようなことでございます。

業務営業用水は減少傾向で、工場用水はこのぐらいの傾向にあるわけですね。佐世保市の予測には、どうしてこうなっちゃったかという、いろいろ期待が含まれているんですよ。水使用型の期待が含まれています。実績と大きく乖離したから過大予測になっちゃってるんですね。

今後の動向は、水浪費型に戻ることはありません。高い水道料金を払って水をどんどん使ってという、企業が成り立たないでしょう。そういうことです。

それから、余裕を見て確認したということですね。

では、一日使用水量はどうかという、佐世保市さんに確認します。

一日使用水量というのは、生活用水と業務・営業用水と工場用水、これの合計で出していますよね。

○佐世保市：それにその他用というのがございます。

○川原・木場地区地権者等：その他がちょっと入っていますね。すいません。ほんのわずか50ぐらい。

そうすると、これ、佐世保市さんの予測。

私たちの今の予測だと、これですね。

これが中間の値です。それから、下限がこうなるということですね。

ですから、2017年度の一日使用水量の予測は、先ほどの[]からの報告と同じで6万4,198 m³ということで、1万4,000 m³も過大になっていますよということであります。

次に、一日平均配水量を出します。使用水量というのは、実際に水道栓から出た水道メーターで計測されます。ですから、実測された水道料金の収入の対象となるので、有収水量と呼ばれていますね。

それから、配水量は、使用水量分だけ水を出すと、途中で漏水とかなんともあつたりすると、大変なことになっちゃいます。ですから、浄水場から送り出す水の量はこれより

も多いと。配水量と呼びまして、これも浄水場のメーターで計算されます。

有収率というのは、この割合です。この割合を有収率と呼んでおります。

一日平均配水量を予測として出すわけですが、使用水量を出して、それから一日平均配水量を計算するわけです。そうすると、一日平均配水量は一日平均使用水量を有収率で割って出すと。これも佐世保市さん、同じですよ。これでよろしいですね。

○佐世保市：文言として、一日平均、それが有収水量ということになるんじゃないですかね。イコールの右の一日平均使用水量が、水道用語としては有収水量。

○川原・木場地区地権者等：そうですね。先ほど私が使用水量という言葉を使ったので、それとの関連でやりました。

有収率というのは、極めて問題なんです。漏水が多いと、これに見合う分だけの量を出さなきゃいけないから、漏水プラス分を出すから配水量が大きくなっちゃうんですよ。だから、有収率が下っちゃう。有収率が下がったことで、これを計算すると、漏水が多いと有収率が小さくなっちゃうから、一日配水量が大きくなる。こういう仕組みなんです。

ここで一つだけ注意しておかないといけないのは、漏水というのは、何 m^3 になるか量ることできると思いますか。できませんよね。漏水がどの程度あるかというのは。

佐世保市さん、漏水量、どうやって出していますか。

○佐世保市：結局、無収水量、無効水量等の中で把握できる水量から差し引いた形の残りが漏水量ということになります。

○川原・木場地区地権者等：その把握できる数字も、メーターでとれるというのは限られていますよね。

○佐世保市：メーターですか。

○川原・木場地区地権者等：ええ。メーターで実測されてとれると、計算できるというのはしれてますよね。だから、かなり、簡単に言うと、漏水というのは、極端に言っちゃうと、この配水量から実際に使用された流量を引いたもののほとんどは漏水なんです。

佐世保地区の有収率、これを見ますと、佐世保地区の有収率は、19年度で83.6、今は85.9ですけどね、当時の19年度は83.6で、日本の大規模水道事業体は215あるんです。給水人口10万人以上。215の中で201位。こんな話を聞いてね、皆さん、ダムの底に沈んでくださいと言われたら、情けなくなるよね。こういうことです。

それから、佐世保市が目標としている87.7%。これだってね、172位ですよ。大変低いわけです。せめて90%は目指したいと。ちなみに、90%は何位ぐらいにあるか。147位で、

まだ半分以下なんです。だから、佐世保市がまず、90%を目指すと、これは決して無理な話ではありません。

福岡や東京は、これが東京、これが福岡、95%超えてるんです。だけど、佐世保地区はこのまま低いままで、ここでちょこっと上がっていますけども、84%ぐらい。こんなものなんです。だけど、これを見れば、10年ぐらいかかれば、これだけ上がることができる。佐世保市さんと東京都ではちょっと違いがあるから、佐世保市さんにおまけをします。もうちょっと角度を緩くしましょう。そうすると、90%ぐらいまでを2017年に上げるということは、そんなに難しい話じゃないのね。現在が87.7%。せめてこれをやってみましょう。そういう話です。

何でこんな状況が続いているのかということですが、言わずもがなですね。漏水対策が遅れたんです。それは石木ダムがあるから、それしか考えられないですよ。ほかに何かあるとすれば、佐世保市さん、何かありますか。漏水対策が遅れている原因。

○佐世保市：はい、それを含めて後ほどお答えしてください。

○川原・木場地区地権者等：そうですか。それでは、後ほど。

これは、有収率が90%あったら、平成19年度、2007年の渇水がどうだったか。こんなに貯水量が上がって、この期間は給水制限をしていたときですけど、減圧給水はなくて済んだんですよね。これだけで有収率を上げるということが大事なんです。

次は、一日平均配水量の予測をします。

県に対して、こっちは7万1,331 m³と、こういうことになります。3つの違いは、佐世保市と同じ87.7を出したときが7万3,000、有収目標率を90にすると7万1,000、95%、東京都、福岡並みに頑張れば、なんと6万7,000 m³、このぐらいになります。

一日配水量は、最大配水量をどうやって出すかというと、一日平均の配水量だけでは年間を通して上がり下がりがあるから、そうすると、一番出るときに足りなくなると悪いということで、一日最大配水量に見合った水を浄水場から送り出さなきゃなりません。それは一日平均配水量の割合負荷率と言います。この負荷率を使って、一日平均配水量を出して、想定した負荷率で割り算をして、一日最大配水量を出します。そうですね。

その負荷率というのは、これまたどうやって決めるかというのは、決めが全然ないんですよ。佐世保市は80.3なんですね。最近の負荷率を見ると、だんだん上がってきて、2009年は90.1%まで上がっています。水の使い方が平均化してきているんですね。

どのような負荷率を使うのかということですが、なかなか決まりがないので、

例えば、最近10年の最少を見ると81.7%で、これから国交省が使っている最近10年間の最低水位の3つを平均すると83.8、大阪府は5年間の最小値85.7になります。佐世保市はこれを使っている。

一日最大配水量、いろいろ負荷量を書いてやってみました。

佐世保市はこれですね。そうすると、負荷率が81.7%のときは、私たちの予測では8万7,000、負荷率がもう少しよくなって85.7、最近5年間の最小値を使うと8万3,000 m³、こういうふうになるわけです。

いずれにしろ、佐世保市の予測値11万m³よりもはるかに小さいというふうになります。

次は、原水必要量です。一日最大配水量に見合った分の原水がないとだめだよと、そういうことになりますね。だけど、浄水場から出した水の量を配水量と言います。浄水場で取り入れた水の量を原水量と言います。利用量率は、どれだけ効率よく使われたかということです。

そうしますと、必要原水量は、今の97%ということで設定しますと、こういう値になってきます。負荷率書いたときのものです。

全部まとめますと、当方の予測で、一日使用水量はこの数字だと。それに対して有収率をこれだけいろいろ変えてみるよと。利用量率だけはこのままにしてみようということをやると、悪くても一日最大で9万2,000 m³、努力することによって9万m³、もう一息の努力をすることによって8万5,000 m³ぐらいになります。なんと、95%まで上げていけば8万1,000 m³。こんなもので原水は足りるんですよ。

まとめですけれども、佐世保市が有収率を87.7としているけれども、あまりにも低い水準ですねと。90%まで達成しましょう。その次に、95%までやりましょう。ということになります。

これは計算のまとめですけれども、先ほど言いましたように、佐世保市の予測値よりも3万1,000から3万5,000 m³も小さくなりますよということなんですね。これだけ小さくなるのにもかかわらず、そういう見直しをしない佐世保市が、ダムの底に沈んでください。私は情けなくなりますね。

佐世保市水道の実質安定水源は9万8,000 m³以上だから、十分に余裕があるわけですね。

実際に漏水率が90%に下がったならば、2007年度の減圧給水が回避できた。

佐世保市水道は、今必要性がなくなった石木ダムに水源を求めるのではなく、漏水防止対策に力をそそぐと。それで、失われている足元の水源の確保に努めるべきであるという

ことであります。

これは、石木ダム検証・検討で忘れてはならないこと。何か。まず、いろいろあるんだけど、実現性という項目が入っています。土地所有者等の協力の見通しはどうかというのがあるんですよ。それに対して、説得するよう努力しますみたいなこと書いてるけど、見通しについて、水没予定地居住者13世帯が本事業に反対しているわけでしょう。それも本事業まで必要性の根拠がないんですよ。事業者の説明は到底納得できるものではないと。だから反対しているわけじゃないですか。

だから、本事業の必要性も公共性もないのであるから、当然検討結果は中止されなければならないと、こういうふうになるのが筋だと思います。

○司 会：ありがとうございました。

今のご意見に対し、水道局の方からお願いします。

○佐世保市：それでは、利水関係のところ、一部河川管理者の部分もございましたが、利水者の部分をお答えさせていただきます。

まず、大きく基本的におっしゃっておられるところは、11万7,000までというのは過大じゃないかということと、7万7,000 m³そのものがもう少し余裕があるんですよと。大きくはその2つかなと思っています。まず、そこからお答えさせていただいて、あと、また有収率の話、あるいは負荷率の話、利用量率の話をさせていただければと思っております。

まず、需要の予測なんですけど、これは需要予測はこれが正しいんですよという公式的なものはないわけでございまして、それぞれの立場で予測するというのが一般的だと思います。私どもは平成18年の実績をもとに、19年地点で将来を予測しておるというのが今の計画でございまして。これはご存じのとおり、公共事業の再評価、これが5年ごとに行われておりまして、その際に予測したデータをもとに推計をして19年度値を出しております。

今、ご説明の中にありましたように、確かに今の時点、21年度までの実績でございますが、乖離しておると、これは事実でございます。そのとおりだと思います。その乖離しておる原因は何なのかということを私どもも分析しているんですが、一つは、19年に給水制限を行ったというところがあるかと思います。もう一つは、先ほど説明の中にもありましたが、やはりリーマンショックの影響が大きい。今、中央の方はやや持ち直してきたという評価もございまして、やはり私ども佐世保市ではまだまだ景気が冷え切っておる。これは事実でございまして、その影響で業務営業用、あるいは工場用に影響しているかなと思っ

ています。そういう中で、それは19年度時点での予測なんです、今時点で将来をどうなのかということなんです、実は、今見直すかという話になるんですが、今見直すタイミングじゃないというのを私としては2点考えております。

1点が、ご存じのとおり人口の予測が将来予測の基本になります。人口予測はコーホート法という人口予測をするんですが、これは5年ごとの国勢調査をもとにやるようになっています。しかも、5年ごとに全体人口じゃなくて、5歳刻みの人口を集計しております、その方々が5年後にどうなるか。例えば、20歳代の人は5年後は赤ちゃんを産むよねと、そういう手法で積み上げていくことになっています。それが数値が出るのが、去年国調がございましたが、今年の秋に正式な数字が出ることになっていますので、今の時点でやりますと、前回と同じデータでやらなきゃいけないことになります。その間、国調がなかったわけですね。人口の推計ができないというところがございます。

もう一つは、やはり業務営業用とか、工場用とか、そういうものは基本的な話としては、過去の動向、トレンドを将来どういうふうに持っていくかと、そういう手法が一般的かなと思っています。ただ、ここ1、2年の経済不況で落ち込んでおる。そういうところをとらえて統計学上、将来を予想するというのはちょっと無理があるというところで、今見直しの作業には手がけるべきではないと思っております。

そういうところで、すみませんが、定性的な話になってしまいますが、いつまでもこういう経済状況が続くと私は思っておりません。いずれは回復してくると思っておりますし、私どもの佐世保市の市政方針としてのところもあるんですが、今ちょうど議会も始まっております、3月議会で市政方針演説ということで新年度の市政のあり方を市長が話したということもありますが、やはり佐世保市の一つの行政のスタンスとして、観光都市をつくらうというところがあります。一つはハウステンボスです。再生ということで順調に進んでおります。ご存じのとおり、上海航路の運営会社も設立しているところもありますし、今後医療観光も始めようと。あるいは、東洋一のアウトレット、昨日、温泉施設もつくるといことで、集客力を上げるということでは話しております。

また観光では、これは実施しておりますが、動物園のリニューアルをやって、パールシーというリゾート地があるんですが、そことの連携で客を増やそうということ。さらには、黒島の教会、これも世界遺産登録ということを今作業をしております。そういうことで、観光客が増えるというふうに見ております。

工場用水ですが、19年度当時は想定していなかった新しい市営工業団地、20haですが、

既に新年度から調査に入って、今のところ25年度中に団地として完成して、そこからの企業誘致になろうかと思います。そういうところもございます。

それから、あと、業務・営業用ということでは、東アジアへ向けた九州のサブ・ゲートウェイということで今港湾の港を深くする工事と、新しい岸壁をつくる工事に入っております。ここで国際航路開設を目指しているところでございます。そういうものがあれば当然増えてまいりますし、中心市街地の活性化ということで、長年懸案になっておりました再開発事業もいよいよスタートするということになっています。

それから、もう一つは、市町村合併がありました。市町村合併で北の方で、全体で6町、1つが島ですのでそこは別にして5町あるんですが、そこには小さな簡易水道とか飲料水供給施設とかが散在しておるという状況にございます。しかも、県北地区というところはお存じのとおり、昔石炭を掘っておったところでございまして、その坑内水あたりを水源にしておるところで、非常に硬度が高い水もございます。専門の先生方ですから、硬度そのものに害があると。もちろんミネラル分の話ですから、害がある話じゃないんですが、まず洗濯の泡がたたないとか、一等水質の項目としておいしい水というところが、基準じゃないんですが、その下の位置づけの中で100ppm以下というところもございますし、そういう水源があります。さらには、普通河川から、いわゆる法定外公共物……

(発言する者あり)

○佐世保市：わかりました。そういうもろもろの計画がありますので、将来を見込みますと、当然目標値の数値以上になると考えております。

それから、(発言する者あり)だから、次の話をさせてください。

よろしいですか、答えて。

○川原・木場地区地権者等：水源の話。

○佐世保市：水源の話をします。

7万7,000 m³プラスアルファがあるんじゃないかというところの話をさせていただきま

す。

これはすいませんが、説明は説明として聞かせていただきましたが、私としましては、河川法と水道法、この2つの切り口で説明をさせていただきたいと思います。

まず、河川法の話です。ここは少しリンクする話があるかもしれません。

河川法の23条、要するに、水利権。水の占有というところの許可があります。水の占有を許可するかどうかという基準の判断が、先ほども出ていました河川砂防技術基準、こ

の中にありまして、基準渇水流量を対象に、正常流量を差し引いた後の水量があれば許可を与えるということになっております。基準渇水流量というのが、10年に1回の厳しい年、その多い方から355番目。逆に流量が少ない方からいけば11番目の流量。その流量を対象に、しかも、10年で一番厳しい、そこを対象に正常流量を取ってもさらに余流があるかというところで与えるということになっておりまして、当然私ども今言っている不安定取水というのは、とてもとてもそこに及ぶような話ではございませんので、これはあくまでも不安定ということになります。

それから、水道法の話をしていただきますが、水道法の第6条に、水道事業者は認可を取らなければならないというふうに書いてございます。第7条に、認可申請するにはこういう資料を出してくださいということがあります。その7条を補足する形で、規則の第1条の2にこういうものを付けてくださいねというのがあるんですが、取水が確かかどうかを明らかにする書類を付けてください。そうしないと認可はできませんということになっています。取水を確実にするかどうかの書類は何かというのが、同じように規則の中に入っているんですが、河川法23条の許可、あるいは許可が確かだというような書類を付けてくださいとなっています。

今申し上げましたようなことから、不安定水源というのは許可ができるような状況ではございません。しかも、次に、23条の許可を必要としない場合どうするのかということは、確実に取水できるかどうか証明してくださいということで、ここも同じような基準渇水流量から正常流量を引くという形をとりますと、とてもそういう資料ができる状態じゃないと思っています。いわゆるそういうことから、認可水源になり得ない水源ということは、そこは7万7,000しかないというふうに考えております。

それから、漏水の話も有収率の話がございました。確かにご指摘のように、有収率、有効率が低いというのは事実でございます。1つは、先ほどありましたように、私ども昭和49年から老朽管の敷設替えに着手して、これまでに190億円かけまして、距離にして380何km、ここからざっと、高速だけで行けば広島ぐらいまでの距離を敷設替えをしておると。最近では、年間8億円かけて実施しております。しかし、エンドレスの事業でございまして、次々に老朽管が追っかけてくるというのが実態でございます。特に、先ほどご紹介がありました福岡市のように平地じゃないものですから、斜面地という特殊性からすれば、一番標高の高い、給水ブロックの中で一番高い位置に最低の水圧を合わせますと、それより低いところには余計な水圧がかかるというところもあって、なかなか難しいところがあ

りますが、今後もそこは努力してまいりたいと思っております。実際、ここ1、2年の有効率は向上に向かっておるとというのが実態でございます。

負荷率の話がございました。負荷率は、そもそもどういうふうにして負荷率を定めるかということなのですが、ここに水道施設設計指針という、これは先生方ご存じのとおりだと思います。2000版なのですが、これは何かといいますと、水道の省令で技術基準というのが定まっております。この技術基準を補完する形で、膨大な資料、約700ページの資料がございました。この中に負荷率についての考え方も書いてありますし、その10年前のやつがこれです、この中には、基本的に水道施設の計画の立て方は全く変わっていません。10年後に何が出てきたかといったら、環境を重視してください、注視してくださいという形で、考え方は全く変わってません。

この青いやつには具体的に日本のRC、昭和63年に人口24万の地方中核都市という表現で、具体的に名前は入っていませんが、その例をとって計算例を示しております。そこがたしか、負荷率が70何%で、そこも同じように10年間の最低をとって、それを一律に並べてあるというのが計算例として示してございます。決して、私ども最低値を一律とるということそのものが間違いということじゃないと思っています。一つの予測の手法だと思っています。

利用量率というお話がございました。ここについては、確かに97というとり方、考え方等あると思います。ただ、これも水道の設計指針にあるんですが、日最大に対して水源は10%余裕をとるのが標準ですよということが明記してございます。事実あります。今見ていただいても結構ですが。だから、そこまではとりませんけども、私どもとしましては、95%という数字をとっております。

これは何かといいますと、例えば97、新しい浄水場をつくれれば、当初は97ぐらいいけるかもしれませんが、やはり耐用年数が来る40年後あたりにもらんで設定する必要があるというところから95%、安全を見て95%を設定しております。

私の方からは以上でございます。

○長崎県：先ほどの資料の中で、その1の方で「流水の正常な機能の維持」は不要であるというふうなご意見をいただいておりますけども、それについて1点お答えさせていただきたいと思います。

お配りになっている資料の25ページ、26ページでございますけれども、ここで下の方に川棚川山道橋の濁水流量の推移ということでグラフ化しておられますけれども、1点確

認させていただきたいのが、これはあくまでも山道堰上流の流況表ではなかろうかというふうに

○川原・木場地区地権者等：下流ですよ。

○長崎県：いえ、上流ではないかと。我々数値をチェックさせていただいたんですけど。

○川原・木場地区地権者等：量れるところはそこしかないじゃないですか。

○長崎県：うちが以前、情報開示でお出しした資料…

○川原・木場地区地権者等：その資料は、別の方からいただいた資料です。

○長崎県：ああそうですか。ただ、これは、我々上流だと思っておるんですよ。というのが、

○川原・木場地区地権者等：上流というのは、取水前ということですか。

○長崎県：取水前。

○川原・木場地区地権者等：違いますよ。

○長崎県：現実的に、佐世保市の1万5,000 m³、暫定5,000 m³、プラス川棚町が上流と下流で分けていますので、2,500 m³。そうしますと、2万2,500 m³になりますと、大体流量でいいますと、毎秒0.26ぐらいになります。そうしますと、そんなに全部取れてるような状況じゃございませんので、現実的に。ですから、これは…

○川原・木場地区地権者等：0.26で何ですか。0.12が維持流量ですよ。

○長崎県：今申し上げたのは、佐世保市の1万5,000 m³、暫定の5,000 m³、

○川原・木場地区地権者等：1万5,000で何ですか。

○長崎県：法定水利権ですね。

○川原・木場地区地権者等：川棚町入れてでしょう。

○長崎県：川棚町入れなくて。1万5,000が佐世保市、5,000が暫定、2,500と5,000と分けて川棚町取水されていますので、下流地点では2,500。

○川原・木場地区地権者等：また取水量を加えているんですか。

○長崎県：いえいえ、これはですから、取水する前の値じゃないですか。

○川原・木場地区地権者等：違います。だって、量ってるのはその後ですよ。

○川原・木場地区地権者等：両方もらってます。

○長崎県：ですよ。現実的な状況から言いますと、

○川原・木場地区地権者等：これは低い方です。

○川原・木場地区地権者等：低い方です。間違いありません。

○長崎県：実際、川棚川から佐世保市1万5,000 m³、年間安定的に取れてないんですよ。現実的に。

○川原・木場地区地権者等：取れてるんですよ。

○長崎県：取れてないんですよ。このデータにつきましては、もう一度確認させていただければ、恐らく取水前の値だと思っています。

○川原・木場地区地権者等：市の方からの、局長さんからの、まず、利用量率のこまかい話だけど、最後のところですね。これは水道の設計指針の最後の方を読んでほしいんですよ。それはね、上水の中で返送水、濾過水、そういうものを返送するときはその限りではないと書いてあるんですよ。それ、ちゃんと読んでください。都合のいいところ読み上げないでください。

まず、もう一回グラフを見てください。これが配水量ベースですけども、2017年度まで11万1,410 m³に増えると。実績はこういう状況ですね。今後、これを上回ることを最後おっしゃったですね。そんなことあり得ますか。これ見て、そう思いますか。

○佐世保市：これは先ほど申しましたように、18年までの実績をもって29年をにらんで予測した数値です。先ほど申しましたように、私…

○川原・木場地区地権者等：やり直しをされると、国勢調査の結果が出て。条件がそろえばやり直しをするというニュアンスのことを言われていましたね。するわけですね。その結果はこれと違う数字になり得るということを認識されてるわけですね。

○佐世保市：要は、目標年次が29年度になってますよね。29年度に世の中終わるわけじゃなくて、その先もあるわけですよ。だから、目標年次をどこにするかというところで、それは違ってくると思うんですが、先ほど申し上げますように、将来に向けてのいろんな増の要因が佐世保市にあるわけです。そこを見込んでおるということで、改めて（発言する者あり）

○司 会：静粛をお願いします。

○佐世保市：一つ確実なお話をさせていただければ、合併が起こって水道事業として一体的な経営になったというのは事実でございますし、水源が不足している。しかも、水道法の中に、認可を取る際には行政区域の水道を一本化しなさいということが規則の中にうたっております。だから、そこを目指さないかというのは我々の使命でございますので、そういうところは将来的には考えていきたいと思っております。

○川原・木場地区地権者等：水道が合併しても、先ほど硬度が高いというのがあったようですけども、そんなのは一部だけです。たいがい今の水源使えるわけですよ。だから、水道を統合してもこちらの方から供給しないという理由はないでしょう。一部だけでしょう。むしろ余ってるところがあるんですよ。だから、それは全く一方的な話なんです。合併が水

道をほかの地区も入れて、給水範囲を増やすということは、決して需要が増えることにはならないと思いますよ。

○川原・木場地区地権者等：私、佐世保市議員の[]です。

今の議論なんですけどね。あなた方が平成19年度に、平成29年度にはこれだけ水需要が高まるであろうという予測値が今問題になっているわけですね。その予測値というのは、それが前提になって、石木ダムについての日量4万m³という開発量が必要なんだという土台になっている問題なんですよね。だから、さっきあなたが29年先もあるんだ等々の話は、ちょっとすり替えにつながるからね、それはやめてもらいたい。

それで、私が申し上げたいのは、これが一貫してこちら側の方から、国が検証する際にこういうふうにして検証していきなさいよということを一つの基準になっていた細目ですね。この細目中で、先ほど[]さんもお指摘になったけども、実現性の問題で土地所有者等の協力の見通しという点については触れられなかった。率直にあなた方に聞きたいんだけど、反対派住民の皆さん方からのああいった意見を聞いて、協力の見通しが本当に得られるのかということは今でも思っているのかということ。

もう一つは、例の事業期間の見通し。これも細目の中の重要な実現性の中で柱に入っている。その平成28年度というのを事業期間という、あなた方はここで設定しているわけですか。それとの関連で申し上げたいんだけど、実は佐世保市長が平成19年度のあの予測値を出したときの再評価委員会ですね、その結果報告を当時の[]厚労大臣に対してちゃんと結果報告をやっているんですよね。再評価委員会の結論としては継続でしただと、こういう結果報告なんだけれども、重要なことはそこに当時の水道局長の添付文書と再評価委員会の意見書、これが添付されてあるわけですね。そこで何と書いてあるかといえば、再評価委員会の意見書の中では、今後進捗のないまま年を重ねるにも限度があると。どこかの時点で実現の可能性を判断して、場合によっては別の道を探る必要があると、こういう意見が一部あったということを述べた上で、これは重要な意見だから特別に付記するというのが文書の中に書き込んであるわけです。それを受けて当時の水道事業管理者は、これは非常に重要な意見ととらえて、今後の進捗状況を見ながら十分な検討を行おうと、こういう内容の公文書というのをここに出しているわけですね、あなた方自身がね。そして、それを朝長市長の名前で厚生労働省に提出しているということなんだけれども、それから先なんです、あなた方が事業認定申請をやるとか。そして、28年度までに達成せんばいかんということで、8ヵ年計画、平成21年度から突入していくということになる

んだけれども、工程表を作ったのは。だから、もうくずぐずは出来ない。最後の進捗を図ろうと。そうして2つの方針が出されて取り組んできたけれども、もう進捗状況というのはご覧のとおりで、付替道路も行き詰ってしまっている。そういった中で事態を打開しようとして、■■■■県知事自身も反対住民と話し合いを持ったけれども、これも協力が得られなかったということで、八方ふさがりになってしまってる。

だから、先ほど住民の皆さん方がいつまで苦勞させるのかと、こうおっしゃいましたけれども、実は、あなた方自身が平成20年度に時期を見て実現の可能性の判断をする。そして、別の道を探る。こういう必要性もあるということを述べているわけだから、あなた方自身が今や実現する可能性を判断する時期に来たと。しかも、それに加えて国がその実現性の可能性を検証で求めているわけだから、二重、三重に今をおいて石木ダムを撤回するという絶妙のタイミングはないと思うんだけれども、ぜひそういう決断をやっていただきたい。どうやったら平成28年度までに地権者の皆さん方のご理解を得て、そしてダムを完成できるという見通しがあるのか。それが検証でも問われているわけでしょうが。あなた方は完成年次は平成28年度とするというふうに、それだけ書いていて、じゃ、28年度までに達成できる見通しはどうかということについては全然検証していない。今こそそのところをはっきりさせるべきだと思うんですよ。

○川原・木場地区地権者等：ちょっと、それは後でやりましょう。

○司 会：すみません。大幅に時間が超過しておりますので、お互いにできるだけ簡潔にお願いいたします。

○川原・木場地区地権者等：実績乖離しているけれども、これから先考えると、ここまでいくかもしれないという話をされてましたね、先ほど。だから観光開発をしたり、工業用団地を誘致したり、これからいろいろやるから、水が増えるからとおっしゃるけども、今までもその前もずっとやってきたんですよ。リーマンショック2008年度以降。それで減ったにしても、これは気をつけなきゃいけないのは、リーマンショックの影響は業務営業か工場なんですね。生活用水ってあまり受けない。これは大体7割占めているんですよ。水需要が。その動向がさっき見たように、ひとり当たり減ってきているということ。これは関係ないです。基本的な問題は、減ってきているということ。それから、業務営業は確かにリーマンショックの一時的なものがあつたけども、それもさっき見たように減ってきているんですよ。その前も佐世保市は市の繁栄を図るためにいろいろ努力されていると思いますよ。観光だって前からやっていたと思うんですよ。工業誘致もしてきた。その結果として、全体

減ってきている。今後努力されても、減っていく傾向は否定しようがないんですよ。にもかかわらず、あなた方はまた増えるんだと、そういう架空の予測をまたやるつもりですかね。

○佐世保市：もちろん、これまでやってきたことはあると思います。しかし、今、例えば国際航路をつくりますというのを初めてやっているわけですね、東アジアに向けての。これは初めてやっていることです。合併だって、今まであったわけじゃないんですね。

○川原・木場地区地権者等：数字を出してください。そんなこと言ったってしょうがないでしょう。

○佐世保市：だから、具体的な数値を今するタイミングじゃないというのは、先ほどコーホートの話とかでお話しさせていただいたと思います。

○川原・木場地区地権者等：局長ね、私たちは生身の佐世保の市民の皆さんが本当に水に困っちゃうと。飲み水のこまる、生活に困るといふんなら、考えますよ。もちろん。だけど、あなたが言っているのは、佐世保市の市としての発展のことを言っているだけでしょう。とらぬ狸の皮算用。絵を描いてさ、それも実現性があるかどうかわからない夢を描いて、そのために水が必要だから、石木の皆さん水の底に沈んでくださいと、そういうことをあなた言ってるんですよ。気がついてますか。

○長崎県：先ほど何名かの方が事業主体はどうやって確認したんだということを冒頭おっしゃいました。まずそれについてお答えしたいと思います。

基本的に、先ほど来出ておりますように、佐世保市の水需給計画につきましては、局長もさっきご説明しておりましたように、水道施設設計指針に基づいてやっている。これは間違いないことをございまして、それに基づいて、検討主体であります県は、その算出方法、まずは人口の伸び、コーホート変化率法を使っておりますけれども、その妥当性の検証。

それと、あと、各種それぞれの目的用水につきましても、当然指針に基づきまして、時系列傾向分析、回帰分析、要因別分析等々でちゃんとやられておりますので、我々は水需給の計画そのものは妥当であるというふうに判断しております。

○川原・木場地区地権者等：こうなったの？

○長崎県：何でしょう。

○川原・木場地区地権者等：これがいいということですか。

○川原・木場地区地権者等：こうなったの？そちらで確認した…

○長崎県：ですから、先ほど言ったのは、18年度のデータに基づいて19年度に再評価した資料に